

## 生駒市建設工事における入札保証に関する取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、生駒市契約規則（昭和39年生駒市規則第6号。）第4条及び第6条の規定により、建設工事に係る入札について、入札参加者に入札保証金を納付又はこれに代わる保証等を提供させる場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 この要領の対象となるものは、一般競争入札の方法により請負契約を締結する予定価格1億5千万円以上の工事の内、生駒市建設工事等入札参加者選定委員会の議を経て対象にすると決定した工事とする。

### (入札の保証)

第3条 市長は、対象工事の入札を行う場合は、入札参加者に対して、その見積る税込みの入札金額（入札参加者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税業者であるかを問わず、入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。）の100分の5以上の入札保証金の納付を求めることとする。ただし、入札参加者が次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付を免除するものとする。

- (1) 保険会社との間に、発注者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合
- (2) 銀行、市長が確実と認める金融機関（以下「金融機関等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と契約保証の予約をした場合

### (入札保証金に代わる担保)

第4条 市長は、入札参加者が金融機関等の入札保証を提供した場合は、それをもって入札保証金の納付に代わる担保が提供されたものとして取り扱うものとする。

### (入札公告への明示)

第5条 市長は、入札保証金の納付を求めるときは、入札公告においてその旨を

明示するものとする。

(保証の額)

第6条 入札保証金の額、入札保証の保証金額又は入札保証保険の保険金額(以下「保証の額」という。)は税込みの入札金額の100分の5以上の額としなければならない。

2 第3条第2号の規定により契約保証の予約を締結するときは、当該契約保証の予約に係る契約希望金額が税込みの入札金額以上又は保証金額が税込みの入札金額の100分の10以上でなければならない。

3 市長は、すでに納付された入札保証金、提出された入札保証の額又は契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額の変更を認めないものとする。

(入札保証金の納付及び入札保証に係る書類の提出)

第7条 入札参加者は、入札保証金を納付する場合は、事前に入札保証金納付書兼領収書発行依頼書(様式第1号)を市長に提出し、入札保証金の納付書兼領収書の発行を受け、生駒市の指定金融機関又は収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)に納付するとともに、指定金融機関等の領収印のある当該納付書兼領収書の写しを添付した入札保証金納付済届出書(様式第2号)を入札書提出期限までに持参又は郵送(一般書留郵便に限る。必着。)するものとする。

2 入札参加者は、前項によらない場合は、次の各号に掲げるいずれかの入札保証に係る書類を入札書提出期限までに持参又は郵送(一般書留郵便に限る。必着。)するものとする。

(1) 保険会社が発行する入札保証保険契約に係る保険証券

(2) 契約保証の予約証書(発注者が求める契約保証が必ず付されることについて金融機関等又は保証事業会社が書面において約定しているもの)

(3) 金融機関等が発行する入札保証証書

3 入札参加者は、同条第1項の入札保証金納入済届出書及び前号各号に掲げる入札保証に係る書類(以下、入札保証に係る書類等という。)の提出に当たっては、別紙に定める封筒に封入して市長に提出するものとする。

4 市長は、前項により提出された入札保証に係る書類等を厳重に保管し、当該

入札の開札日に開封するものとする。

(入札の無効)

第8条 市長は、次の各号に該当する場合は、その入札参加者の行った入札を無効とする。

- (1) 前条の規定による入札保証金の納付等及び入札保証に係る書類の提出がなされなかった場合。
- (2) 第6条第1項の規定による保証の額が税込みの入札金額の100分の5に満たない場合。
- (3) 第6条第2項の規定による契約保証の予約に係る契約希望金額が税込みの入札金額に満たない場合。
- (4) 第6条第2項の規定による契約保証の予約に係る保証金額が税込みの入札金額の100分の10に満たない場合。
- (5) 提出された入札保証に係る書類に不備がある場合。

(保証期間の延長)

第9条 市長は、入札の延期又は落札決定の保留等により契約を締結する見込みの期日が延長した場合、第4条に定める金融機関等の入札保証を提出した入札参加者に対して、保証期間を変更保証書の提出日から市長が指定する新たな契約締結見込日までが含まれるように延長変更する旨の金融機関等が発行する変更保証書の提出を求めるものとする。

(入札保証金等の返還)

第10条 市長は、入札保証金及び金融機関等による入札保証の証書は、次の各号に掲げるものに依り、当該各号に掲げる方法により落札者の決定後に速やかに還付する。ただし、入札保証保険及び契約保証の予約の証書は返還しないものとする。

- (1) 入札保証金 入札参加者は入札保証金払戻請求書(様式第3号)に必要事項を記入し会計管理者に提出する。会計管理者は、当該請求書の受領後、速やかに入札保証金の返還手続を行う。
- (2) 金融機関等による入札保証 入札参加者は、金融機関の保証書に係る受領書(様式第4号)に必要事項を記入し市長に提出する。市長は、当該受領書と引換えに、入札保証証書を返還する。

2 入札保証金は、落札者の申出により契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に充てることができる。なお、金融機関等の保証の場合にあっては、契約保証金に代わる担保の一部に振り替えることはできないものとする。

(落札者が契約を結ばない場合の取扱い)

第11条 市長は、落札者が契約を結ばない場合、入札保証金の還付は行わないものとする。また、市長は、入札保証保険の締結又は金融機関等との間に入札保証がなされているときはその定めに従って保証金(保険金)請求書(様式第5号)により保険金又は保証金を当該落札者に請求するものとする。

2 市長は、契約保証の予約に係る予約証書を提出した落札者が契約を結ばない場合、当該落札者の税込み入札金額の100分の5の額を当該落札者に損害賠償として請求するものとする。

(費用の負担)

第12条 入札保証金の納付及び入札保証に係る書類の提出に必要な費用は、入札参加者の負担とする。

(委任)

第13条 この要領の施行について必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。

附則

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要領は、令和4年4月5日以後に入札公告を行う案件について適用し、同日前に入札公告を行った入札については、なお従前の例による。

様式第1号（第7条関係）

入札保証金納付書兼領収書発行依頼書

年 月 日

生 駒 市 長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者役職名・氏名

下記の入札案件に関して、入札保証金を納付したいので納付書の発行をお願いします。

記

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 入札を予定している<br>契約件（工事）名 |  |
| 開札予定日                 |  |

（注） 郵送で依頼される場合は、返信用切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

様式第2号（第7条関係）

入札保証金納付済届出書

年 月 日

生 駒 市 長 様

所 在 地  
商号又は名称  
代表者役職名・氏名

下記のとおり、入札保証金を納付しましたので、その旨お届けします。

記

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 入札を予定している<br>契約件（工事）名 |   |
| 入札保証金額                | 円 |
| 開札予定日                 |   |

貼付欄（横向きにして左端を糊付け）

（注）入札保証金納付書兼領収書（写し）の貼付

入札保証金を納付した旨の証明として、金融機関の領収印が押印された入札保証金納付書兼領収書の写しを貼付欄に貼り付けて封入のうえ（別紙参照）提出してください。

様式第3号 (第10条関係)

入札保証金払戻請求書

年 月 日

生駒市会計管理者様

所在地  
商号又は名称  
代表者役職名・氏名

契約件(工事)名 \_\_\_\_\_ の落札者とならなかったこと(その他払戻しの事由を記入)により、下記保管金を下記振込先に振り込んで下さい。

記

金 \_\_\_\_\_ 円也

振込先

|         |  |
|---------|--|
| 銀行・支店名  |  |
| 口座種類・番号 |  |
| 口座名義    |  |

(注) 当該請求書は例示であり、請求書提出に当たっては上記記載の項目が記載されていること。

※必ず以下の欄を記載すること。ただし、同一の人物の場合は「同上」でも可とする。

発行責任者(氏名) \_\_\_\_\_ (連絡先)

担当者(氏名) \_\_\_\_\_ (連絡先)

様式第4号（第10条関係）

金融機関の保証書に係る受領書

年 月 日

生 駒 市 長 様

所 在 地  
商号又は名称  
代表者役職名・氏名

貴職より下記工事名の入札保証書（変更保証書がある場合には変更保証書を含む。）を受領したので、金融機関に返還すること及び今後、保証書の滅失、き損等につき一切の責任を負うことを約します。

記

入札保証に係る契約件（工事）名

---

※必ず以下の欄を記載すること。ただし、同一の人物の場合は「同上」でも可とする。

発行責任者（氏名） \_\_\_\_\_（連絡先） \_\_\_\_\_

担当者（氏名） \_\_\_\_\_（連絡先） \_\_\_\_\_



様式第5号（第11条関係）

保証金（保険金）請求書

第 号

年 月 日

金融機関等（又は保険会社）様

生駒市長 印

別添の保証書記載の工事については、落札者と工事請負契約の締結に至りませんでしたので、保証契約の定めに基づき保証金（保険金）を下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

落札者

契約件（工事）名

添付書類（○印を付けてください。）

1 入札保証書（写）又は入札保証保険証券

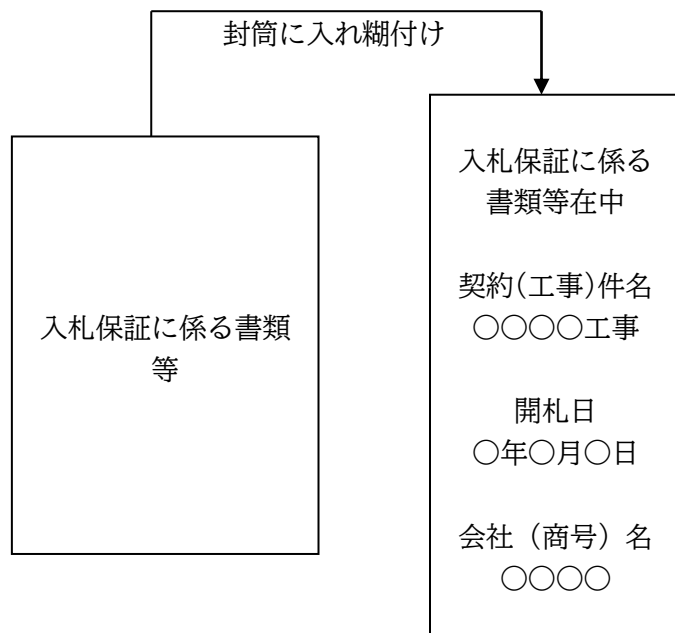
証券番号 \_\_\_\_\_

2 入札書（写）

3 その他（ ）

別紙（第7条関係）

入札保証に係る書類等の封入用封筒の記載例



(封筒表面)

※ 入札保証に係る書類等を、生駒市に提出される場合は、契約(工事)件名、開札日、会社(商号)名などを表面に記載した封筒に入れ、封緘してください。郵送される場合は、さらに送付用封筒に入れてお送りください。

提出期限：入札書提出期限まで（必着）

郵送の場合：一般書留郵便に限る。

入札保証に係る書類等とは次のいずれか。

- ①入札保証金納付済届出書
- ②保険会社が発行する入札保証保険契約に係る保険証券
- ③契約保証の予約証書（発注者が求める契約保証が必ず付されることについて金融機関等又は保証事業会社が書面において約定しているもの）
- ④金融機関等が発行する入札保証証書